

2. 議論の前提となる背景情報の提供

(3) 生物多様性に関連する主な国際動向 ① 生物多様性条約締約国会議の歩み

COP10では、「目標7：農業等が持続可能に管理」など20の個別目標（愛知目標）をとりまとめ。
COP13では、農林水産業において生物多様性の主流化にむけた行動をとることが国際合意化。

＜COP10からCOP14までの流れ＞

【COP10】 平成22年
10/18～29 名古屋市

生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標） 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10、2010年に名古屋で開催）で採択された、2011年以降の世界目標

■ 長期目標（Vision）＜2050年＞

- 「自然と共生する（Living in harmony with nature）」世界
- 「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

■ 短期目標（Mission）＜2020年＞

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

- ◇これは2020年までに、抵抗力のある生態系とその提供する基本的なサービスが継続されることを確保。その結果、地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献。

■ 個別目標（Target）

- 目標1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
- 目標2：生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に紐づけられる。
- 目標3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。
- 目標4：すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。
- 目標5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。
- 目標6：水産資源が持続的に漁獲される。
- 目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。
- 目標8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。
- 目標9：侵略的外来種が制御され、根絶される。
- 目標10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。

- 目標11：陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。
- 目標12：絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。
- 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。
- 目標14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。
- 目標15：劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。
- 目標16：ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。
- 目標17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。
- 目標18：伝統的知識が尊重され、主流化される。
- 目標19：生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。
- 目標20：戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。

資料：環境省

出典：「生物多様性に関する最近の動向について 2018年2月」環境省

【COP11】
平成24年 10/8～19 ハイデラバード

途上国等における生物多様性に関する活動を支援するための国際的な資金フローを2015年までに倍増させるという資金動員に関する目標が合意された。

【COP12】
平成26年 10/6～17 平昌

愛知目標の中間レビューが行われるとともに、途上国に対する国際的な資金フローを2倍にすることに一致した。愛知目標の中間レビューが行われ、目標達成に向けて進展はあるものの、今後更なる取組の必要があるとされた。SBIの設立、名古屋議定書とカルタヘナ議定書の両議定書をレビュー対象とすること等が決定された。

【COP13】
平成28年 12/6～17 カンクン

締約国に対し、農林水産業および観光業を含む様々なセクター内および複数のセクターにまたがる主流化に向けて、ステークホルダーの関与により努力を強化するよう強く求めた上で、カテゴリ別に具体的な勧告を含む決定が採択された。

【COP14】
平成30年 11/17～29
シャルム・エル・シェイク

エネルギー分野、鉱業、インフラ分野、製造業及び加工業における主流化が、生物多様性の損失を食い止め、戦略計画やSDGsの達成にあたり不可欠であることを強調した上で、締約国等に対し、生物多様性の主流化に関する措置を奨励等の決定が採択された。

出典：「生物多様性条約 COP11での決議」「生物多様性条約COP12の主要な決定の概要」「生物多様性条約COP13の主要な決定の概要」「生物多様性条約COP14の主要な決定の概要」環境省 から作成

2. 議論の前提となる背景情報の提供

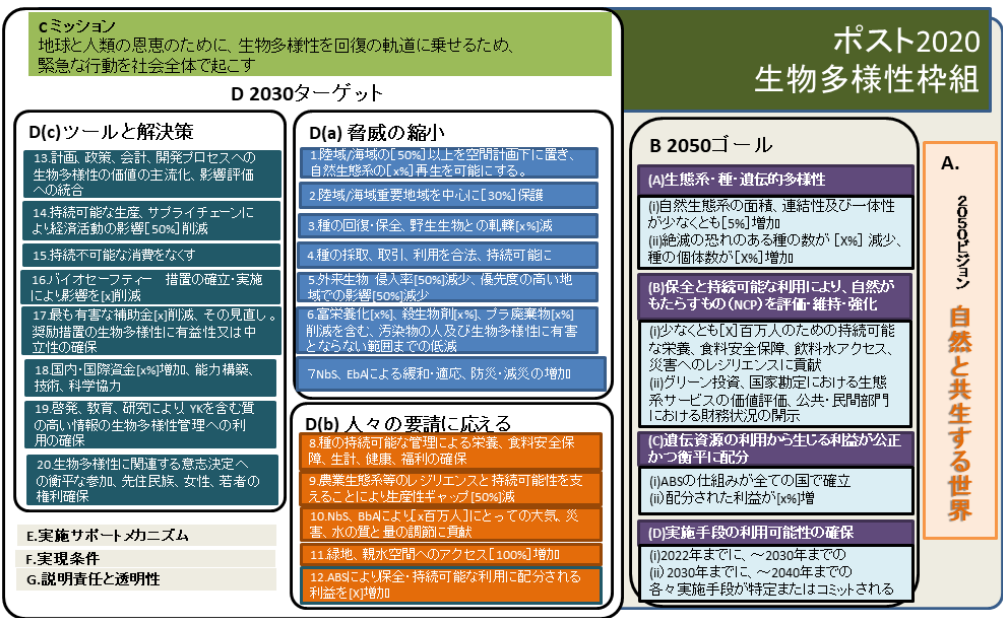
(3) 生物多様性に関連する主な国際動向 ②公開ワーキンググループ（OEWG）

- 生物多様性条約事務局は、COP15に向けてポスト2020生物多様性枠組の議論の進め方と計画内容の両方を先行的に検討するために、公開ワーキンググループ（Open-ended Working Group on the Post-2020 Global Biodiversity Framework）を設置。
- 生物多様性条約事務局は、2020年1月13日にポスト2020生物多様性枠組のゼロドラフト、6月にその改訂版を提示。
生物多様性の損失要因への対処と、人々の要請への対応が主要論点。
様々な社会課題を解決する手法としての社会変革（transformative change）の必要性を指摘
2050年ビジョン「自然との共生（Living in harmony with nature）」は維持しつつ、ビジョンが達成された状態を明確にした2050年ゴールを設定し、これに向かう目標として2030年ゴールを設定することを検討。

戦略計画2011-2020とポスト2020生物多様性枠組ドラフトの構造の比較

戦略計画2011-2020（現行）	ポスト2020生物多様性枠組（ドラフト）
I 計画の根拠	○イントロダクション（背景、目的等）
II ビジョン	○2050ビジョン ○2030・2050ゴール
III 戦略計画のミッション	○2030ミッション
IV 戦略目標及び愛知目標 ※1 愛知目標はここに含まれる ※2 指標はCOP10では未採択	○2030行動目標 ※D(a)～D(c)の20目標が含まれる
V 実施、モニタリング、レビュー及び評価	○実施サポートメカニズム ※資源動員、能力養成、科学技術協力等が含まれる
VI サポートメカニズム	○実現条件（enabling conditions） ※ジェンダー、人権、先住民、関連条約とのシナジー、パートナーシップ等が含まれる ○説明責任と透明性 ※国家戦略、国別報告、レビューとストックテイク、追加的メカニズム等が含まれる ○アウトリーチ、普及啓発及び理解醸成

ポスト2020生物多様性枠組0.1次ドラフトの構造



出典：第2回次期生物多様性国家戦略研究会資料（令和2年2月 環境省）をもとに作成

出典：Convention on Biological Diversity (CBD) : Draft monitoring framework for the post-2020 global biodiversity framework for review 2020年6月（仮訳）

2. 議論の前提となる背景情報の提供

(4) 生物多様性国家戦略改定の動向 ①これまでの変遷

- 生物多様性条約締結を受けて策定された生物多様性国家戦略は、これまでに合計5回。
- 2008年の生物多様性基本法制定を受けて法定化。2010年の愛知目標を受けて国別目標を設定。

これまでの生物多様性国家戦略の変遷

1992年: 生物多様性条約の採択

1993年: 生物多様性条約加盟・発効

生物多様性条約第6条

“生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成する”

1995年: 生物多様性国家戦略①

条約締結を受けて速やかに策定

2002年: 新生物多様性国家戦略②

3つの危機を提示
自然共生社会の打ち出し

2007年: 第三次生物多様性国家戦略③

地球温暖化による危機の追加
具体的目標・指標を盛り込む

2008年: 生物多様性基本法制定

生物多様性基本法第11条

“政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性国家戦略）を定めなければならない”

2010年: 生物多様性国家戦略2010④

生物多様性基本法に基づく
法定計画

2010年: 生物多様性条約第10回締約国会議開催(愛知県名古屋市)

愛知目標(戦略計画2011-2020)の採択

2012年: 生物多様性国家戦略2012-2020⑤

愛知目標を踏まえた
国別目標の設定
東日本大震災の経験

①
生物多様性
国家戦略

- 生物多様性条約締結後速やかに策定。関係省庁が連携し、条約に沿った各々の取組を網羅的に整理。

②
新・生物多様性
国家戦略

- 生物多様性の危機の構造を3つに整理。「自然と共生する社会」構築のための目標を掲げ、限定的な自然保護から国土・社会全体としての取組へ視点を拡大。

③
第三次生物
多様性国家
戦略

- 危機の構造に地球温暖化を追加。「自然共生社会」の実現のための国土の長期的な目標像を提示。行動計画として具体的目標・指標を盛り込んだ。

④
生物多様性
国家戦略
2010

- 2050年までの中長期目標としての自然共生社会、2020年までの短期目標を掲げ、COP10に向けて実施すべき取組を視野に入れて施策の充実が図られた。

⑤
生物多様性
国家戦略
2012-
2020

- COP10の成果や東日本大震災の経験などを踏まえ、自然共生社会の実現に向けた具体的な戦略かつ愛知目標の達成に向けたロードマップとして策定。

出典：第1回次期生物多様性国家戦略研究会資料（令和2年1月 環境省）をもとに作成

2. 議論の前提となる背景情報の提供

(4) 生物多様性国家戦略改定の動向 ②次期生物多様性戦略研究会の検討方法

次期生物多様性国家戦略研究会では、2050 年の『自然と共生』する世界を目指して、2030 年に向けて必要な施策の方向性や指標を示していくために、以下のような課題設定を行い、検討を進めていく予定。

次期生物多様性国家戦略策定に向けた課題設定

4つの課題を設定		令和2年の研究会における各回のテーマと主要論点	
		各回のテーマ	主要論点
① 生物多様性損失・劣化の5大直接要因（陸と海の利用の変化、生物の直接的採取、気候変動、汚染、外来種の侵入）と間接要因（生産・消費パターン、人口動態、貿易、技術革新、地域からの世界的な規模でのガバナンスなど）への対応	各論	第3回（6月22日） 「人口減少下での国土利用のあり方と自然と共生した安心・安全な地域づくり」	・ 人間活動が集中する都市と過疎化が進む地方のそれぞれの状況を踏まえた人と自然との共生のあり方 ・ 災害に対して脆弱な地域における生態系の保全・管理のあり方（EcoDRR、EbA） ・ 地域循環共生圏の創造に向けた自然の恵みと生物多様性からの貢献 ・ 安心・安全な地域づくりを行うための多様な主体の積極的な参画と相互の連携・協働のあり方
		第4回 「身近な地域から地球規模までの自然資源利用における持続可能性の確保」	・ サプライチェーンにおける生物多様性への配慮と持続可能性の確保 ・ より良い消費行動を喚起する意識啓発のあり方 ・ 日本の強みを活かした国際貢献
		第5回 「生存基盤である生態系のレジリエンス確保と新たなリスクへの対処」	・ OECM の活用など、民間取組を活用した新たな自然環境保全のあり方 ・ 野生生物の絶滅回避のため、生息・生育地の保全に向けた取組 ・ 人と鳥獣が共存するための保護管理のあり方 ・ 非意図的な侵略的外来種の侵入防止に向けた国内外の体制整備等 ・ 豊かな海の恵みの確保と持続可能な利用のための有効な方策
		第6回 「身近な暮らしに提供される自然の恵みの確保と自然に配慮したライフスタイルへの転換」	・ 健康で安全・安心な心豊かな暮らしの実現に向けた取組（ヒートアイランド現象の緩和、レクリエーションの場の提供等） ・ 生態系のデイスサービスによるリスクに対応するための対処方法 ・ 生物多様性や自然の恵みを感じ、自然を慈しむ心を育む環境教育のあり方 ・ より良い消費行動を喚起する取組のあり方 ・ 生物多様性保全に資する持続可能な農林水産業の推進
② 生物多様性・生態系サービスに対する人々の要請（持続可能な利用）への対応	まとめ	第7回 「ポスト2020生物多様性枠組を踏まえた、自然共生社会の実現に向けた方策と基盤整備の取りまとめ」	・ これまでの検討結果のまとめ ・ 自然共生社会の実現に向けた道筋の明確化や達成評価のあり方 ・ 政策を支える科学的基盤の強化に向けた管理体制の整備
③ わが国の生物多様性の4つの危機を踏まえつつ、さらに人口減少やグローバル化が進む中での課題への対応			
④ 社会変革（トランスフォーマティブチェンジ）の実現に向けた対応			

出典：第3回次期生物多様性国家戦略研究会資料（令和2年6月 環境省）をもとに作成